

著作権について

著作権の概要及び委譲について

著作権は、知的所有権の一種で、印刷物、写真、映画、音楽等の著作物を保護するための広狭様々な権利を総称して呼んでいるものであり、全て著作権法に定められています。著作権のうち著作者の権利には、「著作者人格権」と「狭義の著作権」があります。「著作者人格権」には、著作物を公表する権利や著作物の同一性を保持する権利などがあり、これらの権利は著作者に属し、譲渡することができないと定められています。一方、「狭義の著作権」(以下「著作権」という。)は、著作物の財産的価値を有する権利の取扱いについて定められたものであり、著作権法第 61 条(著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。)により譲渡可能とされています。今回、本文中で委譲を願っているのは、この「著作権」です。

なお、電子化には第 21 条の複製権と、第 23 条の公衆送信権が必要とされていますが、著作権全体について委譲手続きを行う方が今後の本誌の有効活用につながると考えられますので、関係権利全体(著作権法第 21 条～第 28 条)の委譲をお願いすることとしております。

著作権に含まれる権利の種類(著作権法第 21 条～第 28 条)

1. 複製権

著作物を複製する権利(第 21 条)——紀要の電子化・公開にあたり、紀要の電子化やそのデータを保存することは複製にあたる。

2. 上演権及び演奏権

著作物を公に上演し、演奏する権利(第 22 条)

3. 上映権

著作物を公に上映する権利(第 22 条の 2)

4. 公衆送信権等

著作物を公衆に送信する(あるいは送信可能な状態にする)権利(第 23 条)——電子化を行った紀要を、インターネットを通じて不特定多数の利用者へ公開することは、公衆送信にあたる。

5. 口述権

著作物を公に口述する権利(第 24 条)

6. 展示権

著作物を公に展示する権利(第 25 条)

7. 頒布権

映画の著作物を頒布する権利(第 26 条)

8. 譲渡権

著作物やその複製物を公衆に譲渡する権利（第 26 条の 2）

9. 貸与権

著作物とその複製物の貸与により公衆に提供する権利（第 26 条の 3）

10. 翻訳権・翻案権等

著作物を翻訳、翻案（編曲等）する権利（第 27 条）

11. 二次的著作物の利用に関する原作者の権利

二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類
の権利を原作者が有する権利（第 28 条）

※二次的著作物一著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、
映画化し、その他翻案することにより創作した著作物。